

# 性とという存在形式

吉澤 夏子

一

道を歩いているとき、見知らぬ人がスッと近寄ってきて道を訊ねる。ハッと顔を上げ一言三言答えると、軽く礼をして立ち去る。わずか一、二分のこんなごく日常的なやりとりの中で、その見知らぬ人が男性であるか女性であるかなどは、まったくどうでもいいことである。しかし、さっきそこで道を訊ねた人は男性でしかか女性でしかか、と改めて問われれば、その性別を言い当てることなどいとも簡単なことである。つまり、われわれはごく普通の日常的な相互行為において、相手の性をとりわけ意識することがなくても、相手が男性であるのか女性であるのかはすでに知っている。(即座に判断している)のである。もし道を訊ねられてハッと顔を上げた瞬間に、その判断を保留しなければならなかったとしたら、われわれは「この人は男性なのかしら、女性なのかしら?」という疑問を、そのごくわずかのやりとりの間じゅう発し続けるに違いない。まして、もしある程度継続的な社会関係をつくらなければならぬ相手の性について、その判断を保留しなければならぬとしたら、そのコミュニケーションはどれほどの困難を伴

うか、想像に難くない。われわれにとって、相手の性が決定されないまま安定したコミュニケーションを続けることは、きわめて困難なのである。

このことは、人間にとって、性とという存在形式が、いかに根源的なものであるかを示している。私が「女であること」は、私が「教師であること」や「主婦であること」とは、(さしあたって)根本的に違う「何か」なのである。これは、人間であるとは、すなわち男性であるのか女性であるのかどちらかである。(いまのところ)、ということでもある。人間というアイデンティティは、性とというアイデンティティと、いわば同じだけの深みをもっているといえるのである。カムアウト(同性愛者であることを周囲に表明すること)の書として九二年の思想界に静かな衝撃を与えた、掛札悠子氏の『「レスビアン」である、ということ』<sup>(1)</sup>を読むと、性的存在としての私を問うことと、人間としての私を問うことは、ほとんど同じである、ということがよくわかる。親密な関係を結びたいと欲望する相手が、たまたまつねに同性である女性だったという著者が、「私とは何か」と問い続けていくとき、その問いは必然的に「女性を愛する女性である私とは何か」という問いに

重なっていく。「女であること」がどういうことか、そして「女が(男ではなく)女を愛するとはどういうことか」を知ることなく、到底「私が何であるか」を知ることではできないのである。

性という存在形式が人間にとってある根源性をもっていること、このことは、フェミニズムにとつて——とりわけ現代社会においてフェミニズムという思想が直面している困難を指し示すもの(たとえばミス・コンテスト問題)にとつて——核心的な意味をもっている。いかなる意味でそうなのか、これが本稿のテーマである。

## 二

ミス・コンテストという社会的な催し物については、その是非をめぐる議論が八〇年代後半になって日本でも活発に行なわれた。ミス・コンテストを女性差別として告発・批判するということが、フェミニズムの戦略としてなぜ正当性をもつと考えられているのだろうか。それは、ミス・コンテストのもっている構造——つまり、男性が見る側、女性が見られる側に位置し、女性が男性の評価基準によって一方的に評価され序列化される——が、われわれの社会のもっている男社会としての構造を、あまりにあからさまに投影しているからである。ミス・コンテストはいわば社会の縮図なのである。

われわれの社会では、まず男性が構造上「アドヴァンテージ」を握っている。それは、男性が常に見る側に立っているということと、したがって男性のもっている評価基準が価値あるものとして認定されるということ(社会的位置の非対称性)を意味している。

そしてこの「アドヴァンテージ」のもとで、「女であること」のさまざまな効果が生じる。それは男性と女性に対してまったく同じ評価基準が適用されないということ(評価基準の非対称性)を意味している。ある意味で、「女であること」の効果は、男性が評価する側に立っているということを通じて明らかになる。「女性のみ適用される評価基準」の存在によって現れるものだけである。

このような構造をもつわれわれの社会の男性優位主義体制(性差別体制)を、ミス・コンテストという催し物は、文字通り体现している。ミス・コンテストに、われわれの社会の性差別の構造がまさに象徴されているのである。ミス・コンテストに象徴されているのは、「差別の二重化」という現象である。この社会に生きる女性はすべて二重の差別を受けている、男性の握る「アドヴァンテージ」によって、またその結果として女性たちの間に生じる「序列化」という現実によって。この二重の差別を告発・批判するために、ミス・コンテストを批判することが、はたして妥当なことだろうか、これが問題である。

「差別の二重化」はなぜ差別なのか、については二つの考え方があつた。「女性のみ適用される評価基準」(ミス・コンテストの場合)は「美という評価基準」の存在そのものが差別的であるか、「女性のみ適用される評価基準」の使用細則が差別的であるか、ということである。ミス・コンテスト批判は、後者ではなく前者に照準している。ミス・コンテストを批判するということは、結局、「女性のみ適用される評価基準」そのものを差別的であるとして放棄せよ、と主張することにほかならない。つまり、「男

であること」や「女であること」が実質的に意味をもたない、性差のない社会が理想の社会なのだ、と。もしこのような主張をするためにミス・コンテスト批判を行なっているとすれば、それは正当な戦略である。しかし、ミス・コンテストを批判するところが、「女性のみ」に適用される「評価基準」の放棄に繋がるという自覚をもって、それを実践しているフェミニストはおそらく少数派であろう。

むしろ、ミス・コンテスト批判を、「女性のみ」に適用される「評価基準」の使用細則の変更を求める実践として位置づけ、その正当性を主張しているフェミニストの方が一般的である。われわれの社会には、「美という評価基準」が適用されるべきではない領域にまで、その基準が暗黙のうちに影響を与えているという事実が存在する。この事実を差別として告発・批判することに正当性があることは明らかだ。たとえば、「美という評価基準」がモデルの採用試験に使用されることは社会的に許容されても、公務員試験に使用されることは許容されないだろう。後者が、その基準が適用されるべきではない領域に適用されている事例であり、もしそのような事実があればそれを差別として告発・批判することには正当性があるといえる。しかし問題は、そうした事実を告発・批判するために——すなわち「女性のみ」に適用される「評価基準」の使用細則の変更を求める実践として——ミス・コンテストを批判するということが妥当かどうか、である。

まず、「女性のみ」に適用される「評価基準」（この場合「美という評価基準」）が、どのような場合に適切であるか、どのような場合に不適切であるかを確定することは、論理的にも実践的にも、

かなりの精度で可能であるということ、そして不適切な場合にはそれを差別として告発することに正当性があるということ、これには疑いがない。しかし、そうだとしても、いかに使用細則を変更しても、ミス・コンテストという催し物だけは、まさにその使用細則の中で「基準を適用することが適切な場合」として認定されるに違いない。つまり「美という評価基準」についての使用細則のどのような内容によっても、ミス・コンテストを差別として告発することはできない筈である。なぜならば、まさしくミス・コンテストは「美という評価基準」によってこそ人を序列づけるものであり、この基準が適用されるのにもっとも相応しい社会的文脈であるからだ。この基準がなければ、そもそもミス・コンテストという催し物は成立しないのだから。このことは、たとえば「短距離を駆け抜ける走力」という評価基準についての「使用細則」をどのように規定しようか——たとえば公務員試験に「走力」という基準を使用してはならないなど——、オリンピックや運動会の「百メートル走」だけは、まさしくその基準を適用するのに相応しい場合として残るといふのと同じである。

そうだとすれば、結局、ミス・コンテストを批判するということは、単に「女性のみ」に適用される「評価基準」（＝「美という評価基準」）についての使用細則の内容について批判しているのではなく、この基準の使用一般に反対していることになる。つまり、すでに述べたように、ミス・コンテスト批判は、「女性のみ」に適用される「評価基準」を差別的なものとして放棄せよ、すなわちこの基準をいかなる場合にも使用してはならない、と主張していることになるのである。これは、もし「短距離走」廃止論を唱える

者がいるとすれば、その人は「走力という評価基準」の使用細則に文句があるのではなく、その基準そのものに文句があるというのと同じことだ。もしそうなら、ミス・コンテストを批判するということは、公務員試験はもちろんのこと、モデルの採用試験にも「美をめぐる基準」を使用してはならない、と主張することにはほかならない。そしてこうした主張は、究極的には、「ちよつとあの人は美しくないから……」という理由で見合いを断るといったことまでも（つまりここでは「美という評価基準」が使用されているのだから）、差別として告発することに繋がっているのである。

このように、ミス・コンテスト批判は、「女性のみ適用される評価基準を放棄せよ」という主張に論理的に集約されるのであり、この基準の使用一般に対して異を唱えるものなのである。

### 三

ミス・コンテスト批判を、「女性のみ適用される評価基準」の使用細則の変更を求める戦略として位置づけることはできない、ということはおもむくは明らかなった。しかし、すでに述べたように、もし「女性のみ適用される評価基準」が不適切な場面に使用されていることが明らかにすれば、このことを差別として告発することには正当性がある。だとすれば、フェミニストにできることは、ミス・コンテストを批判することはあきらめ、不適切な文脈でそうした評価基準が使用されている具体的な事例を見つけたし、それを告発することだけだということになる。こうした告発は、確かに正しい。

しかしさらにいえば、こうした告発は実践的にはかなりの困難を伴っていると言わざるをえない。なぜならば、「美という評価基準」が不適切に使用されているということを——たとえばある会社の事務員採用試験に、キャリアも能力も上回ると思われていたBさんではなく美人のAさんが合格したとき、この判断に「美という評価基準」が適用されていたかどうかを——客観的に証拠だてることは、多くの場合に大変困難であるからだ。

もちろん、「美という評価基準」が適用されるべきではないところとそれが適用されている、という事実がわれわれの社会に存在していない、ということこそ客観的に証拠だてることも同様に困難であるに違いない。われわれはむしろ、こうした事実がこの社会のいたるところに存在していることを、いわば直観している。だからこそ、「差別の二重化」という現象について語ることも可能なのだ。しかし、そうした事実が存在していると推定されるほとんどの具体的な場面で、そのような判断——つまり不当な差別があるという判断——を支えているのは、心証や状況証拠ではない。「人を差別者として告発することができる程度まで」ははっきりした、つまり第三者によって確認可能な客観的証拠を揃えることは、一般には非常に難しい。当事者の一方がまさにそのような基準を使用したと自ら認めている場合（たとえば、「美しいからAさんを事務員に採用したのだ」と告白している場合）を別にすれば、客観的証拠を得ることは不可能に近いだろう。もし当事者がそのような事実を否認すれば、それを覆す論拠は何もないということになるのである（たとえば、Bさんやその周辺の人々がこの件について、Bさんの実績や能力についての客観的な資料を

提出して、不当な差別があったのではないかと詰め寄っても、採  
用者が「確かにこれまでの実績においてはBさんの実力が優って  
いたかもしれないが、試験・面接を通じて、その潜在的能力や将  
来性についてAさんの方がはるかに上回っている」と判断したの  
だ」と言えば、この主張をどうやって覆すことができるだろうか。  
お互いの「判断」を陳述する「水掛け論」になるだけである。

「差別の二重化」という現象を実際に差別として告発すること  
には、このような困難がつきまとっている。そのような「事実」  
は——すなわち「不平等感」は——確かに存在しているのに、そ  
れを告発することはできないというジレンマ。このことは、ミ  
ス・コンテスト問題において、ミス・コンテストをわれわれの社  
会の性差別構造を象徴するものとして、批判することには、さし  
あたって正当性を見出せるのに、現実の問題として個々のミス・  
コンテストという催し物を、差別的なものとして直接粉砕しよ  
うとすることには、結局正当性を見出すことができなくなる、とい  
う事情とパラレルである。

この論点は、セクシャル・ハラスメント問題との相異点に照準  
すれば、より明らかになる。セクハラの場合には、外的な事実と  
して現れるような明らかな物的証拠を挙げられる場合がある。昇  
進を条件に性的関係を迫ったとか、身体に直接触れたとか、とい  
うことは明らかな客観的な「事実」であり、美しいと「思った」  
とか「思わなかった」という心的な「判断」ではないからだ（も  
ちろん、ここでもこの「事実」があったか、なかったかをめぐ  
って「水掛け論」になる可能性はあるが、しかしそれは外的な「事  
実」として確かに現れたもので、心の中のことではない）。だか

らこそ裁判に訴えることも可能になるのである。「美という評価  
基準」が不当に使用されていることを、裁判で差別として告発す  
るといふ発想は、事実これまで例がない。それは、裁判にもつ  
も必要な「物証」を挙げるができないからである。心証だけ  
で人を裁くことは、やはり禁欲されるべきことなのである。

「美という評価基準」をめぐって構成される女性たちの不平等  
感、それがどれほど切実で確からしいものであろうと、どれほ  
ど説得力をもつものであろうと、結局は、告発不可能なものとい  
うほかない。つまり、不平等感が存在するところにはすべて差別  
が存在するとはいえない、不平等感には差別を構成するものと構  
成しないものがある、ということなのである。言い換えれば、  
それは、個人的な文脈と社会的な文脈が交錯する場面に立ち現れ  
るのであり、それを社会的な文脈に回収しようとする志向  
性の下で成立しているのが、ミス・コンテスト批判ということに  
なる。「美という評価基準」をめぐって女性たちがどのような不  
平等感をもったとしても、その不平等感、あくまで「個人的に  
解決すべき問題」として引き受けるしかないのである。これは  
けっして社会的文脈を捨象することではない。個人的ものをあく  
までも社会的な文脈で読み込んでいくというフェミニズムの力に  
抗して、個人的なものを個人的なままにとどめておくことによ  
って、二つの文脈が交錯する場面をそのままに確保しようとするこ  
とにはかならない。

#### 四

ミス・コンテスト批判は、けっして「女性のみ」に適用される評

「優基準」の使用細則の変更を求める実践として解釈することはできず、そうした評価基準そのものの放棄を主張することに収斂する、ということを示してきた。つまり、ミス・コンテストを批判するということは、「美という評価基準」を、個人的・社会的を問わずいかなる場合においても使用してはならない、と主張することに等しいのだ。もしそうだとすれば、フェミニズムの戦略としてミス・コンテスト批判を採用することは、「男であること」や「女であること」が実質的に意味をもたない社会、すなわち性差の消滅した社会を、男性と女性の間の平等が達成された社会だと見做していることになる。ミス・コンテスト問題は、こうして、性という存在形式が、人間にとってどれほど根源的なものであるのかどうか、という根本的な問題と切り結ぶことになる。

ここから先は、ある意味で、論理的な問題というより直観的な問題である。すでに述べたように、男性と女性という二つの性があることがまったく意味をなさないような社会がもしあれば、そこでは論理的に性差別の問題は構成されない。ミス・コンテスト批判がそのような社会へ照準したものであれば、何も問題はない。ミス・コンテスト批判が正当性を得られるのは、それが、性に固有の評価基準が完全に消滅した社会こそ目指すべき理想の社会であるという確信の下でなされる場合だけだ、ということである。したがって、ミス・コンテスト批判の正当性を最終的に承認することができないということは、この確信に疑義をもっているからだと、ということになる。

この確信は、突き詰めれば、「男であること」や「女であること」とは何か別に「人間(的)」であること」が可能であるという

確信に由来している<sup>①</sup>。しかしわれわれは、人間がそれぞれ個々の生身の肉体をもった人間として存在するということは、その人が男性として存在しているか、女性として存在しているかのどちらかである、と考える。つまり、人間というアイデンティティは、性というアイデンティティとほとんど同じ深みをもっているのではないかと。ただし、重要なことは、ここでいう性的なアイデンティティとは、「剛健・勇敢／繊細・優美」といった男女についての、紋切り型のイメージではけっしてない。そうした内容的なイメージではなく、それよりもっと基底的な性的な形式を問題にしているのである。たとえば、われわれは「あの人は、男らしい男だ」という言い方を許容している。この二つの「男」という語は、異なる意味を担っている。前者の「男」が内容的なイメージの層に、そして後者の「男」が性的な形式の層に、それぞれ対応している。最初の事例で、道を訊ねられてハッと顔を上げた瞬間にすでに性別を知っているというのは、まさにこの後者の性的な形式を指していたのである。この性的な形式が、あらゆるコミュニケーションの基盤を成しているのである。

われわれが判断を保留することなく、次々とコミュニケーションを結び相手の性別を決定していることとすれば、そこには性差のもつ実質的な効果が存在していることになる。「男だ」「女だ」という認識が残っているということは、「男であること」「女であること」が意味をもっているということになる。たとえば、「女は顔」「男はたくましさ」などという性に固有の評価基準は、男女についての内容的なイメージの層の中でも、文化や時代に強く規定されるきわめて表層的な部分に属しているので、流動的で変化しや

すい筈だ。繰り返すが、ここではこうした紋切り型のイメージを担っているような、性に固有の評価基準を問題にしているわけではない。われわれが、ミス・コンテスト批判に、象徴的なレベルでの正当性を認めるのは、こうした紋切り型の評価基準に由来する人々の不平等感が、われわれの社会では現在、比較的恒常的に組織化され構造化されているからである。「構造化された不平等感」が、差別として認知される。しかし、性に固有の評価基準が「構造化された不平等感」を構成しなくなっても、なお、確かにある人を「男」として、あるいは「女」として認知するときに作用しているもの、それが「男であること」「女であること」の意味だといえる。それはもはや、対象化しえないほど微妙なものであるが、しかしそこには、性に固有の評価基準が確かに存在している。それがなければ、そもそも「男」といったり「女」といったりするときに何の意味もないのだから。このようなとき、もはやその「女であること」や「男であること」は「その人であること」の、つまり「個性」のきらめきの一つであるにすぎない。

ここから、われわれの「平等な社会」についてのイメージが自ずと浮かび上がってくる。つまり、「女であること」や「男であること」が十分に意味をもち「その人であること」の一部を成している（性に固有の評価基準が機能している⇨性差のもつ実質的な意味が確保されている）が、そのことが、構造的・組織的な不平等感を生むことがない社会、それが男女差別のない平等な社会である。

性という存在形式が、人間にとっていかに根源的であるか、そしてそのことがフェミニズムの現代的困難を説明するうえでいか

に核心的な論点を構成するか、を論じてきた。われわれの議論に対して、性的なアイデンティティの根源性を主張するのは、まさしく現在の時点での男性/女性という性の二項対立に囚われている結果ではないか、という疑問が提出されるかもしれない。しかしはたしてそうだろうか。われわれには、むしろ逆に、いとも簡単に、「男であること」や「女であること」が意味をもたない世界を想像し、「人間(的)」であること」という観念を受容することのできる「自由な発想」こそ、現在われわれを規定している性の二項対立に深く囚われている結果だと思われる。性的アイデンティティが根源的であればあるほどそれは対象化されにくく自明の世界へと埋没していく。性の二項対立を自明視しているからこそ、逆に、性に囚われない「自由な発想」を享受できるのかもしれないのだ。「人間(的)」であること、すなわち人間的アイデンティティを、男性や女性という性的なアイデンティティより根源的だとみなす観念は、実はきわめて近代的なものである。近代人の末裔として生きるしかないわれわれにとっては、人間というアイデンティティよりも、性という存在形式の根源性に気づくことの方が、より困難だといえるのではないだろうか。

#### 注

(1) 掛札悠子『レスビアン』である、ということ、河出書房新社、一九九二年。この書は、はじめ「私はレスビアンなんかではない」と思っていた著者が、「私とはだれか」「レスビアンであるということはどういうことか」を問い続けていく中で、「私がレスビアンの一つの現実である」とはっきりい

いなる地点に到達するまでの、徹底的な思索の記録である。この徹頭徹尾個人的な書物によって、われわれは、レズビアンであることを一つのイデオロギーとして（つまり個人的なものではなく政治的なものとして）しか捉えることのできない一部のフェミニニストの底の浅さを、はっきりと突きつけられ震撼とする。

(2) ミス・コンテスト問題が、いかなる意味でフェミニズムの現代的困難を指し示すことになるのかについては、拙稿「美しいもの」における平等——フェミニズムの現代的困難」〔江原由美子編『フェミニズムの主張』勁草書房、一九九二年〕参照。この論考では、ミス・コンテスト批判が「女性」のみに適用される評価基準を放棄せよ」という主張に論理的に集約されることが論証されている。

(3) たとえば、江原由美子氏は、「フェミニズム問題への招待」〔江原編、前掲書〕の中で、ミス・コンテスト批判が「女性」のみに適用される評価基準を放棄せよ」という主張に論理的に集約されるかどうか疑問を呈した後、次のように述べている。「ミスコン批判には多様なものがありうる。「女性」のみに適用される評価基準」を許容したとしても、その使用細則に異を唱えることは十分に可能である。評価基準はすべて、いかなる場において、いかなる人々に、いかなる方法において使用されるのかという点に関する暗黙の知識をとまなっている、ミスコン批判をこのような「女性」のみに適用される「評価基準」の使用細則の変更の主張と考えることは十分可能である」。以下の論述は、この反論に対して、ミス・コンテ

スト批判を「女性」のみに適用される評価基準」の使用細則の変更の主張として位置づけることができない、ということを示すものである。

(4) いわゆる「アグネス論争」において、林真理子氏が批判の対象としたのは、われわれの社会が、アグネス・チャン氏に対して「女性」のみに適用される評価基準」を不適切に使用しているのではないか、という点である。しかしこれを客観的に証拠立てることは難しく、心証や状況証拠に頼ることになったために、逆に「個人攻撃」や「僻み」といった林氏にとっては思いがけない非難を浴びることになってしまったのである。たいていの場合、女性たちは「差別の二重化」という現実を前にして、ただ沈黙するしかない。不平等感は確かに存在するのに、具体的に「差別」の存在を証拠立てることができないからだ。しかし、林氏はあえて沈黙を破って、この「差別の二重化」という根本的な構造そのものを主題化しようとしたのである。そしてそのことは最終的には正当性を得られなかったが、この確かな差別を実感している人々に、ある深い共感と呼んだといえるだろう。この点については、拙稿「差異の構図——「女であること」の社会的効果」〔フォーラム』七号、跡見学園女子大学文化学会、一九八九年〕を参照。

(5) 「個人的に解決すべき問題」は、井上章一「美人論入門——ミスコンをやめさせるな」〔婦人公論』十月号、一九九〇年〕の中に出てくる概念である。

(6) ミス・コンテスト批判の問題性は、それが、六〇年代以降

のフェミニズムの基本的な生き方を決定した「個人的なことは政治的である」というテーゼにそって展開されているという点にある。それに対して、ここでは、ミス・コンテスト問題を、あくまで（けっして切り離すことができない）社会的文脈と個人的文脈が交錯する場面にこそ位置づけるべきだ、という主張を行なっているのである。掛札氏の前掲書は、まさしくこうした意味での、「個人的なもの」の領域の固有性がいかに重要であるかを、個人的なものをあくまで個人的なままにとどめておこうとする意志によって、実に説得的に呈示している。それによって、逆に「個人的なことは政治的である」というテーゼの徹底の上に成り立つ従来のフェミニズムの行き方が直面している困難——それをまさしくミス・コンテスト問題が体現しているのだが——を浮き彫りにしているのである。

(7) たえば、江原氏の前掲論文では、性に固有の評価基準で異性を評価することがない限り人は「性的魅力」を感じないものかどうか、について疑問を呈している。しかし、われわれは、「性的魅力」という限り、それはやはり男としての、女としての魅力ということになるというほかはなく、そうである限り、そこでは性に固有の評価基準か何らかの形で機能しているといわざるをえない。ただし、すでに述べたように、性に固有の評価基準とは、最終的には、基底的な性的な形式を認知させるものにはかならない。つまり、男らしさや女らしさについての紋切り型のイメージではなく、ある人と対面的コミュニケーションに入ったときその人をただちに「男

だ」あるいは「女だ」と認知させるような、何らかの基準を指しているのである。

(よしざわなつこ・社会学)